

愛知県暴力団排除条例

施行:平成23年4月1日

一部改正:平成25年1月1日

一部改正:令和 4年6月1日

一部改正:令和 6年6月1日



この条例は、愛知県から暴力団を排除するため、

- 県、事業者、県民が果たすべき責務
- 暴力団の排除に関する基本的施策
- 暴力団の排除に関する禁止行為
- 暴力団排除特別区域における禁止行為等について定めています。

○ 主な基本的施策

【第8条】
県が実施する公共工事その他の事務・事業から暴力団等を排除するための措置をとること



【第9条】
公の施設が暴力団の活動に利用され、暴力団の利益にならないための措置をとること



【第15条】
事業者の契約が暴力団の利益にならないための措置をとること



【第15条の2】
神社や仏閣の催し、花火大会、格闘技イベント等から暴力団を排除するための措置をとること



○ 主な禁止行為 (行政的な措置)

【第14条】
事業者が、暴力団員等に対して利益を供与することを禁止(金品を受け取った暴力団員等も同じ)



【第14条の2】
暴力団員が暴力団員である事実を隠す目的で、他人の名義を利用することを禁止(事情を知り自己又は他人の名義を貸した者も同じ)



【第16条・第17条】
暴力団事務所として使用されることを知って、不動産の譲渡等の契約をすることを禁止(代理・媒介する者も同じ)



○ 主な禁止行為 (罰則)

【第18条第1項】
学校等の周囲200メートルの区域内は暴力団事務所の開設・運営を禁止



【第18条第2項】
都市計画法で定める、住居系、商業系、工業系(工業専用地域を除く。)の用途地域は暴力団事務所の開設・運営を禁止



【第19条】
青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止



○ 暴力団排除特別区域における主な禁止行為

※ 暴力団排除特別区域

- ① 名古屋市中村区椿町
- ② 名古屋市中区錦三丁目、栄三丁目1番～15番まで及び栄四丁目
- ③ 豊橋市松葉町一丁目及び二丁目並びに広小路一丁目

【第22条第1項】

特定事業者(※1)が、トラブルを解決するためなどに暴力団員を用心棒として利用することを禁止



違反者は「罰則」

【第22条第2項前段】

特定事業者が、暴力団員に用心棒代を払うことを禁止



違反者は「罰則」

【第22条第2項後段】

特定事業者が、暴力団員にみかじめ料(※2)を払うことを禁止



違反者は「罰則」

【第29条】

特定事業者が、暴力団員に用心棒代又はみかじめ料を払ったことなどを自首した場合、刑を減輕又は免除



自首は「免除又は減輕」

【第23条第1項】

暴力団員が、特定事業者の用心棒としてトラブルを解決することを禁止



違反者は「罰則」

【第23条第2項前段】

暴力団員が、特定事業者から用心棒代を受け取ることを禁止



違反者は「罰則」

【第23条第2項後段】

暴力団員が、特定事業者からみかじめ料を受け取ることを禁止



違反者は「罰則」

※1 特定事業者

- 令和6年の改正により特定接客業者から名称変更
- 客引き・スカウトが追加

※2 みかじめ料

事業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益供与をすること

【第22条第3項】

特定事業者が、暴力団員に対し、用心棒として雇う目的で連絡・面会等をすることを禁止

違反者は「勧告・公表」

【第23条第3項】

暴力団員が、特定事業者に対し、用心棒として雇わせる目的で連絡・面会等をすることを禁止

違反者は「勧告・公表」

○ 基本的施策（暴力追放運動推進センター等と連携）

第10条 県民等による暴力団排除に関する活動に対する支援、情報提供

第11条 暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、警察が保護のための必要な措置を実施

第12条 暴力団からの離脱の促進と社会復帰の支援

第13条 暴力団排除の気運を醸成するための広報及び啓発

第20条 青少年に対して、暴力団排除の重要性を認識させるための指導や助言

○ 調査及び立入検査

第24条第1項 第14条、第14条の2、第16条第1項、第17条第1項、第19条、第22条第3項、第23条第3項の規定に違反した疑いがあるとき、公安委員会規則により、説明又は資料の提出を求めることができる

第24条第2項 公安委員会は、第18条第2項の規定に違反した疑いがあるとき、暴力団員及び関係者に対して説明若しくは資料の提出を求め、又は、警察職員に当該施設に立ち入らせ、検査させることができる

○ 罰 則

第29条 第18条第1項、第22条第1項・第2項、第23条第1項・第2項、第27条第1項に違反した者は、**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

第30条 第19条に違反して中止命令を受け、さらに中止命令に違反した者は、**6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

第31条 第24条第2項(①説明、資料の提出を拒む、偽の説明をする、虚偽の資料の提出をした者②立入検査を拒む、妨げる、忌避する、答弁しない、虚偽の答弁をした者)に該当する者は**20万円以下の罰金**

条例に関するお問い合わせ

愛知県警察ホームページ

愛知県警察本部 捜査第四課 暴力団対策第二係 電話(代表)052-951-1611

「トップページ」→「安全な暮らし」→「組織犯罪対策」→「暴力団排除活動」